



TOPIC

令和8年度税制改正解説「賃上げ促進税制」

これまで物価上昇への対応策として、従業員の賃上げを促進するために活用されてきた「賃上げ促進税制」が、令和8年度税制改正により大幅に縮小されました。縮小の対象範囲は、本制度を適用する事業者の規模によって異なります。

今回は、中小企業向けの改正ポイントを分かりやすく解説します。



■ 制度の概要

賃上げ促進税制は、従業員の給与を前年度より一定割合以上引き上げた企業が、増加した給与額の一定割合を法人税（個人事業主は所得税）から直接差し引ける制度です。税額から直接控除されるため、税負担軽減効果が大きく、賃上げを検討している企業にとって重要な支援策です。

■ 今回の改正で変わること

今回の改正では、中小企業向け賃上げ促進税制の基本的な仕組みは維持された一方で、最大税額控除率および教育訓練費の上乗せ措置が見直されました。これまで適用できた教育訓練費の増加に応じた10%の上乗せ措置は廃止され、最大控除率は45%から35%へ引き下げられています。

この見直しの背景には、会計検査院からの指摘があります。教育訓練費の増加額を上回る税額控除を受けられるケースがあり、制度の費用対効果の観点から見直しが行われたものです。

【改正事項一覧（中小企業向け）】

改正事項	改正前	改正後
最大税額控除率	45%	35%
教育訓練費の上乗せ措置	あり (+10%)	廃止

■ 実務上のポイント

税制改正により一部の優遇措置は縮小されたものの、人材確保や従業員の賃上げを進める企業にとっては、引き続き大きな税制メリットが期待できる制度です。

適用を受けるには、給与の増加率など一定の要件を満たす必要があります。制度を有効に活用するために、事前に適用要件の確認や控除額の試算を行い、無理のない賃上げ計画を立てることが重要です。

■ よくあるQ&A

Q 今回の改正は、いつから適用されますか？

A 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。そのため、事業者ごとに選択している決算月によって異なり、例えば3月決算の場合は、令和9年3月期（令和8年4月1日開始）から適用開始となります。

Q 今年賃上げを予定しています。今から準備することはありますか？

A 給与の増加率や控除額は決算直前では調整が難しいため、本制度を有効に適用したい場合は、事前に弊社担当者へご相談いただくことをおすすめします。

